

電波オークション —法的枠組み—

獨協大学教授
多賀谷 一照

1. 無線局免許の法的性質
2. 無線局免許と通信事業
3. オークションによって得る地位・譲渡性
4. オークションによって得た地位と有効期間・撤回
5. その他

1、無線局免許の法的性質

- 私所有権の対象、私所有権的管理説
 - 土地と同様、所有権の対象とすることにより(もしくは所有権的に管理可能とすることにより)、市場原理により効率的な配分を図るべきもの
 - 国が使用している周波数帯も私有財産(類似)
- 公的管理説
 - 空気や海水のように、電波は私有の対象ではなく、公有
 - 誰でも利用可能であるが、誰でもが利用すると混信
 - 特に利用が集中する人気周波数帯
 - 交通整理的に、国が配分管理

公物管理との対比

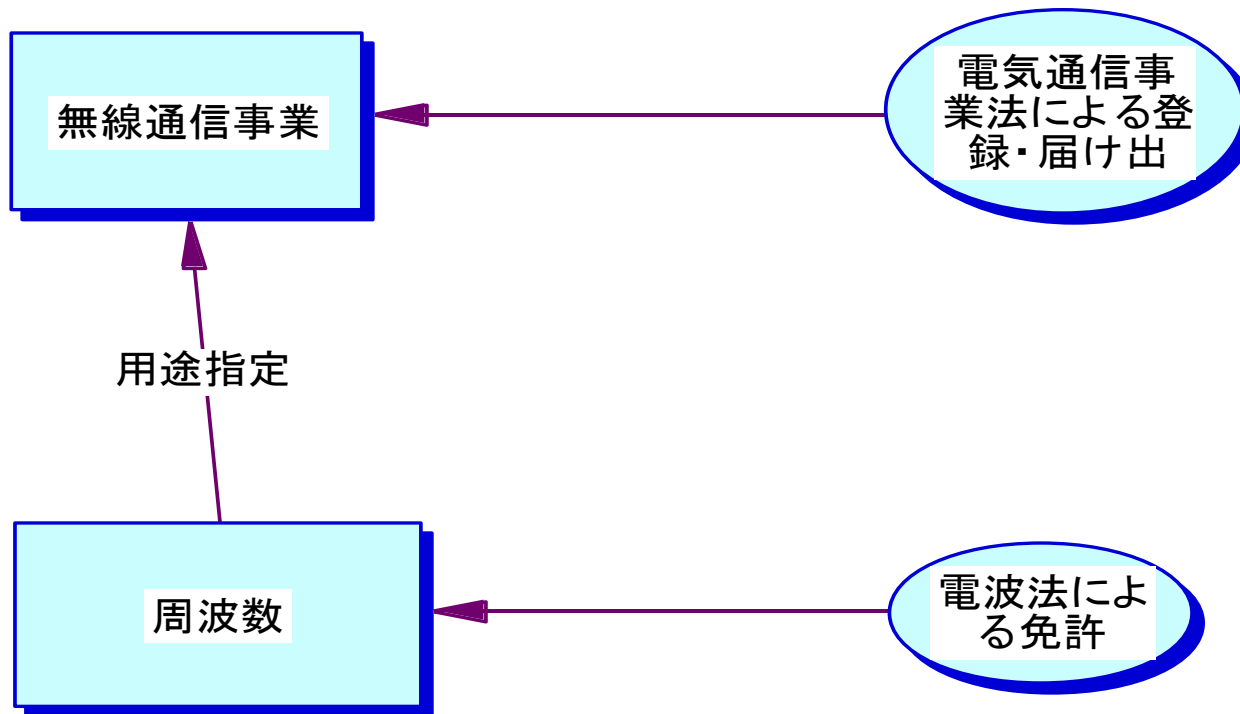
- 河川、海岸、道路などの公物
- 公物の一部を、私人が使用
 - 公物占用許可
 - 周波数免許との類似性
- 占用許可を受けた地位
 - 法律上保護される利益ではあるが
 - 私権として保護される権利ではない
 - ⇔ 水利権、入会権、漁業権
などの慣行的権利

占用料とオークション

- 公物占用料
 - 占用許可の対価として徴収
 - 通信管路について、通信事業者は道路管理者に支払
 - 月額で徴収(⇔オークション)
 - 対価説と報償説
 - 公物占用によって得た利益に応じて徴収(対価説)
 - 公物占用にかかる管理費用に応じて徴収(報償説)
- オークション
 - 対価説に立ち、周波数の利用によって得られる利益の一部を、免許時に徴収

2、無線局免許と通信事業

周波数帯によっては非
営利用途の場合もある
(アマチュア無線など)



- 無線局免許
 - 限りあるスペースの分配
 - 公物占用許可類似
 - 河川占用許可、道路占用許可
- 通信事業等
 - 周波数を用いて上物として行われる通信
 - 許可使用的な利用
 - アマチュア無線
 - 特許的な利用
 - 放送、携帯通信事業
 - 公益事業的な利用
 - 能力審査

周波数オークションと事業関連性

- 周波数オークション
 - 元来、下のハード(＝無線局免許)のみに係わる
- 事業との関係
 - しかし、無線事業を行う可能性が周波数帯により制約されるため、事実上、上の事業と一体で取り扱う必要
 - 用途限定性、事業関連性
- アマチュア無線など、自由使用・許可使用的な周波数帯との違い

3、オークションによって 得る地位・譲渡性

- 土地所有権（との対比）
 - － 私法上の地位
 - － 元来、用途無限定の利用権
 - 建築基準法などによる限定は公法的規制であり、違反しても私法・財産法上の効力には影響なし（例外：農地法）
 - － 私権として譲渡可能
- 無線局免許人としての地位取得可能性
 - － 公法上の地位
 - － 特定の用途が指定されている、一定の帯域の周波数使用可能権
 - 事業の具体的内容について限定はしないが、用途は指定
 - 用途違反により、地位そのものが影響を受ける
 - － 免許人としての地位に準じる

免許人としての地位

- 運転免許を受けた者の地位、
- 電気事業法により事業許可を受けた者の地位
- 権利性の否定
 - 反射的利益
 - 法律により保護された利益
 - 取消訴訟を提起しうる公法上の法的利益
 - 電波法による保護される法律上の地位・利益
 - 免許人としての地位自体の市場取引による譲渡は禁止
 - 例外 鉱業権（法律で物権性を明示）

第十二条 鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

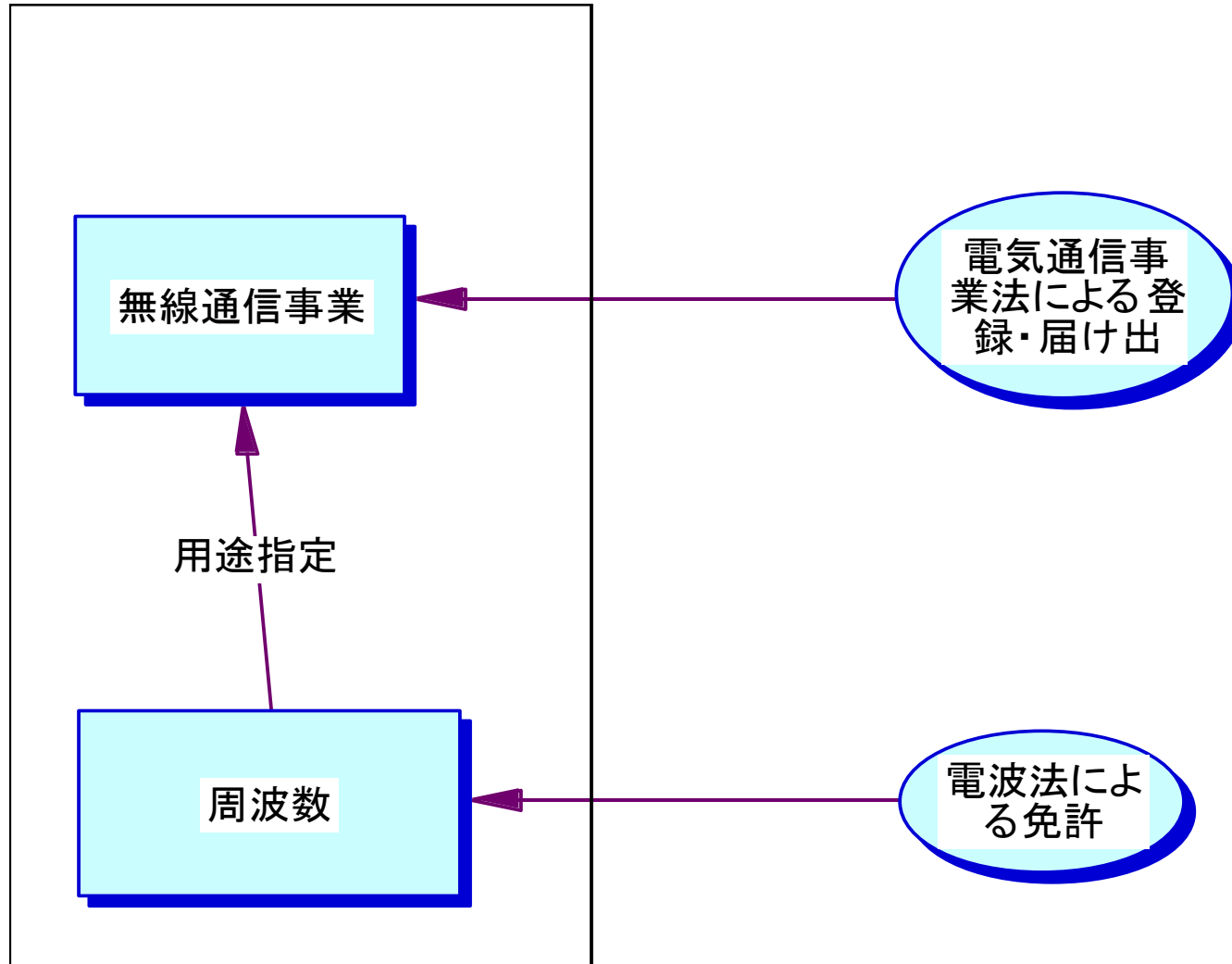
免許を受ける地位と量的限定

- 土地との対比
 - 土地の所有者は、数百万―数千万おり、その所有権は常に譲渡されている
 - 譲渡を受け得る者が不特定多数
- アメリカの無線局免許との対比
 - 国土が広大であり、数十、百以上の免許人が同一サービスについて参入可能
 - ある者が周波数の利用を止めたとしても、別の者による参入が容易
 - 免許人間での譲渡しについて市場の仕組みを用いることが可能
- 日本の場合―免許枠の量的限定
 - 国土の狭さ
 - 付与しうる周波数帯が、数個―十数個の単位
- 市場として成立するのが困難
 - 成立するとしても、東京など大都市に限られ、地方は参入者がいない可能性

公法上の地位と譲渡可能性

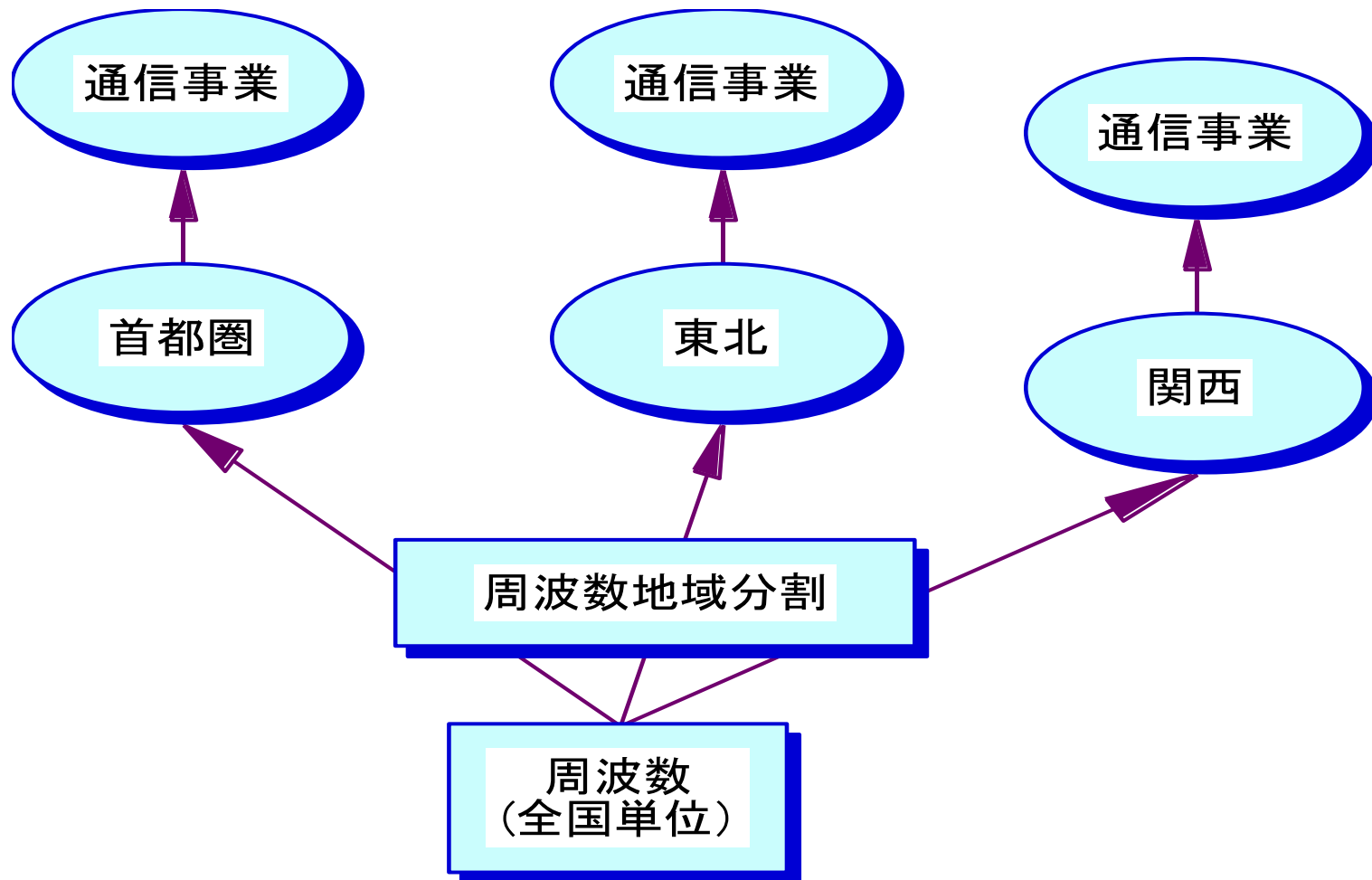
- 対人的許可
 - 運転免許
 - 一身専属的
 - 譲渡不可
- 対物的許可
 - 建築確認
 - 物それ自体の譲渡は可能
 - 誰が利用したとしても同一
- 事業に対する許可

事業とセットでの譲渡 現行法でも可能



無線局免許のみの譲渡

地域分割、周波数分割など
用途が変わってきてしまう



譲渡にかかる規制

- 譲渡性を認めた場合
 - 自らは事業を行わず、第三者に転売して利益を受けることを目的とする者の参入の可能性
 - 土地ころがし類似
 - 無線局免許を受ける義務
- 譲り渡し者が受けていた条件（用途指定）、期限
 - そのまま譲受人が受け継ぐ仕組みを作る必要
 - 条件に違反した場合 → 無効、周波数返却
- 使用形態変更により混信が発生する可能性
- 譲渡については、許可制もしくはそれに準じる仕組みによって規律する必要性

4、オークションによって得た地位と 撤回・有効期間

- 土地所有権
 - 時間的制限なし
 - 譲渡しない限り永遠に保有可能
- 公物の占用許可等
 - 10年程度の期限
 - 永代使用权を認めるものではない
- 周波数免許
 - オークションは、永代的使用权を認めるものではない
 - 撤回の可能性
 - 期間経過後は、国(国民)に返却することを前提とする利用権

無線局免許の撤回

- 撤回(将来に向けての廃止)可能性
 - 免許人が、違法もしくは条件違反の形で周波数を行使した場合
 - 当然撤回しうる
- 予定期間が経過した場合
 - 更新は可能であるが、当然に更新を権利として要求できるものでもない
- 撤回自由の原則と既得権の保護
 - 撤回は、公益上の理由によりなされうるが既得権がある場合には制限される
 - オークションにより支払いをし、設備投資をしているという事実＝既得権
 - (周波数移動にかかる)公益上の理由と既得権の衡量判断

免許人に非がない場合の撤回

- 公益上の理由による撤回
 - 周波数の混雑解消のために、周波数再配分をする場合
- 公益上の撤回と補償の要否
 - 都有行政財産の占用許可撤回と補償
 - 都有行政財産である、都小売市場の一部で、長年飲食店を営んできた者に対し、小売市場拡張のために立ち退きを要求
 - 1・2審 立ち退きに当たって、地上権相当の補償を命じる
 - 最高裁 引っ越し費用相当の補償のみ認める
 - 同旨
 - 河川敷ゴルフ練習場の占用許可撤回、更新拒否についての判例

- オークションによる無線局免許
 - オークション金額を支払って、設備投資をしていること
 - 免許期間中である場合には、何らかの補償・代償措置が必要
 - 電波法71条、76条の3など
 - 保障は、移行周波数帯＋引っ越し費用とすることも可能

- 第七十一条 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
 - － 2 国は、前項の規定による無線局の周波数若しくは空中線電力の指定の変更又は登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命じたことによつて生じた損失を当該無線局の免許人等に対して補償しなければならない。
 - － 3 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。
- 第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波数の指定を変更し、又は周波数の変更を命ずる場合のほか、第二十六条の二第三項の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てることが可能な周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局（登録局を除く。）の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用している無線局の免許等を取り消すことができる。
 - － 2 国は、前項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令又は無線局の免許等の取消しによつて生じた損失を当該無線局の免許人等に対して補償しなければならない。

期限経過と更新

- 更新の利益を否定する説
 - 新規参入者と更新者は同一の立場
 - 再オークション
- 更新の利益
 - 期待権
 - 期限付き任用の非常勤職員に対する採用打ち切りについて、更新の利益を認めた判例
 - 事業継続の必要性
 - 設備投資の必要性
 - 最終ユーザーの利益
- 更新の制限
 - 更新の利益を認めたとしても、限りなく更新しうる利益を保証するものではない
 - 周波数帯管理の特殊性
 - 技術革新により、新たな形態での電波利用が必要となる可能性大

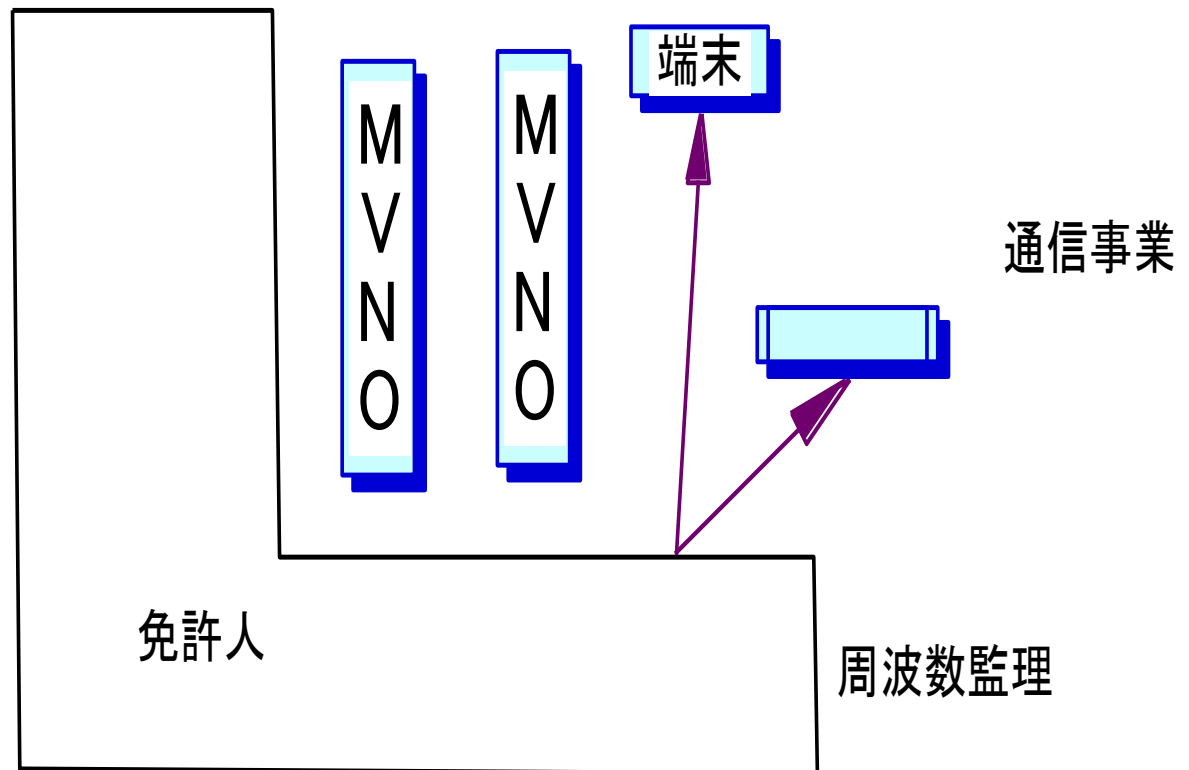
5、その他

- A) 電波の高度利用の在り方
- B) オークション周波数の今後
- C) 電波利用料とオークション
- D) オークションによる収入の使途
- E) 周波数管理の今後

A) 電波の高度利用の在り方

- 周波数を使用する地位の再販、端末レベルでの代理・再販許諾
- 二種事業者の登場

論理的ネットワーク網 MVNO (mobile virtual network operator)



- 高度利用は免許枠の譲渡以外の方法によっても実現可能
- 有線と同様、無線の分野でも付加価値は免許人以外が取得する可能性
- 電気通信事業法での競争政策
- 免許人が通信事業を独占し、他の事業者の参入を阻止する方策を取らないように防止する仕組みの必要性

B)オークション周波数の今後

- オークション
 - 一定期間を区切って、特定周波数帯の利用を許容
 - 想定利用期間 10年—15年程度
- 技術革新により、新たな利用方法への移行に進む可能性が大
 - オークションにより、当該周波数の利用を許容された者が、
 - この新しい利用方法への移行に既得権を主張したり、移行に障害的要因を生み出すことがあってはならない。
 - 障害が生じないように制度的仕組みを設ける必要性

- 技術革新の停止
 - 当該周波数帯の利用形態が固定して、安定的な利用が継続する場合
 - オークションによって、想定された利用期間を超えて安定的に利用可能となった場合
- オークション免許人に過大な利益が発生する可能性
 - その利益の一部を国庫・国民に回収する仕組みの必要性
 - この場合、オークション周波数帯以外の既存の免許人との間の均衡？
 - 将来(10年後)に検討すべき制度
- 電波の経済的効用に即して、一時金ではなく継続的に徴収する使用料を設ける可能性(私見)

C) 電波利用料とオークション

- 電波利用料

- 周波数免許システム維持のための共益費用 (b群)
- 地デジ対策、携帯電話エリア整備など (a群)

－公益的費用

－特定の周波数帯の経済的効用にかかる費用ではない

⇔ オークション

オークション

- 特定の周波数帯の経済的効用についての料金
- オークション用周波数帯
 - 既存の免許人の引っ越しなどの努力、ならびに電波利用料の充当によって生み出される
- オークションによって免許を取得した免許人
 - 公益的費用、不特定多数者が支払う電波利用料を支払い、今後の周波数再編にかかる費用を分担すべき

D)オークション収入の使途

1. オークションにかかる経費
2. 当該周波数移行に掛かった経費の事後的
充当
3. 今後の当該・他の周波数移行にかかる経
費・予備費としての留保
4. 一般財源化

例) 東日本大震災への復興、ICT産業の振興など

社会インフラとしての周波数の整備

- 放送のデジタル化に伴う周波数変更
 - アナ変を含み、すでに10年間に約2500億円以上を電波利用料により拠出
 - なお、昨年、今年度の対策費等のため、一定程度の電波利用料により充当の必要性
- 周波数帯
 - ネットワーク社会の基盤を作る社会資本
 - 社会資本整備のための整備資金を確保しておく必要性

E) 周波数管理の今後

一周波数再開発

- 新規免許可能な周波数帯の限定
 - 日本における周波数帯の混雑度(特に都市部)
- 免許人の引っ越し、移動により新規免許枠を創出する「周波数再開発」が必要
 - オークションによって地位を取得した免許人もいずれ移動を求められる可能性がある
 - 移動しやすくする仕組みの必要性
 - 700Mhz、900Mhz帯における給付金制度
 - 仕組みの部分的実現

市街地再開発の手法

- 駅前広場の低層住宅・事業所を一端立ち退かせる
- 高層ビルを建て、既存住宅居住者・事業者を当該ビルに収容(マンションもしくはテナントとして)
- 余剰地等を売却して、高層ビル建設費、移転費に充当する
- 将来は、都市部の電波周波数帯についても、この種の再開発的手法を取り入れる必要性
 - オークションは、この全体的再開発システムの中の余剰地売却の一手法として用いられうる可能性